

泉南清掃事務組合 審理員名簿

所属	審理員となるべき者	備考
総務課	課長の職にある職員	
	課参事の職にある職員	
	課長代理の職にある職員	ただし、課長又は課参事が審理員となり難い場合に限る
	課主幹の職にある職員	
	係長の職にある職員	ただし、課長代理又は課主幹が審理員となり難い場合に限る
事業課	課長の職にある職員	
	課参事の職にある職員	
	課長代理の職にある職員	ただし、課長又は課参事が審理員となり難い場合に限る
	課主幹の職にある職員	
	係長の職にある職員	ただし、課長代理又は課主幹が審理員となり難い場合に限る

【根拠法令抜粋】 行政不服審査法
(審理員となるべき者の名簿)

第十七条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。